

新型コロナワクチンの追加接種(4回目)のお知らせ

電話での予約は「推奨する予約受付期間」にお願いします

4回目接種は、7月4日(月)から開始します。予約方法には、LINE予約やおまかせ予約などがありますが、予約専用電話での予約は、混雑緩和のため、「推奨する予約受付期間」(別表1参照)に電話してください。
詳しくは、新型コロナワクチン接種対策室(健康増進課内・回②1321)へ。

4回目接種の対象者
ワクチンの3回目接種の完了日から5カ月以上経過した人のうち、次の方に当たる人
▽60歳以上の人
▽18歳以上60歳未満で、基礎疾患を有する人や、重症化リスクが高いと医師が認める人
※これらに該当しない人は4回目接種は受けられません

4回目接種の接種券発送
届くように順次発送します。 本人からの事前申請に基づき接種券を発送します。
申請方法は、①電子申請、②電話申請、③書類申請の3種類です。申請方法の詳細は、広報しぶかわ6月15日号2ページまたは左の2次元コードから市ホーリムページをご確認ください。
3回目接種日から5カ月が経過する前月に接種券が
60歳以上の人

4回目接種で使用するワクチンの種類
ノババックス社製のワクチンは、4回目接種では使用できません(1~3回目接種のみ使用可)。
※ノババックス社製の1~3回目接種については、県ワクチン接種推進課(回②027(897)2652)へ問い合わせてください
4回目接種では、1~3回目接種で接種したワクチ
※市のタブレットを使用することもできます

4回目接種の接種場所
※医療機関ごとに接種開始日や接種できる曜日・時間はワクチンの種類が異なります
表2のとおり
※3回目接種の予約は、4回目接種と同じ方法で受け付けます
※医療機関ごとに接種開始日や接種できる曜日・時間はワクチンの種類が異なります

3回目接種日	推奨する予約受付期間(※1)	予約ができる接種日
2月3日まで	6月21日~7月3日(日)	7月4日(月)~17日(日)
2月4日~10日	6月28日~7月3日(日)	7月11日(月)~17日(日)
2月11日~17日	7月5日(火)~10日(日)	7月18日(祝)~24日(日)
2月18日~28日	7月12日(火)~18日(祝)	7月25日(月)~31日(日)
	7月20日(水)~31日(日)	8月1日(月)~14日(日)

3回目接種日	推奨する予約受付期間(※1)	予約ができる接種日
2月3日まで	6月21日~7月3日(日)	7月4日(月)~17日(日)
2月4日~10日	6月28日~7月3日(日)	7月11日(月)~17日(日)
2月11日~17日	7月5日(火)~10日(日)	7月18日(祝)~24日(日)
2月18日~28日	7月12日(火)~18日(祝)	7月25日(月)~31日(日)
	7月20日(水)~31日(日)	8月1日(月)~14日(日)

3回目接種日	推奨する予約受付期間(※1)	予約ができる接種日
2月3日まで	6月21日~7月3日(日)	7月4日(月)~17日(日)
2月4日~10日	6月28日~7月3日(日)	7月11日(月)~17日(日)
2月11日~17日	7月5日(火)~10日(日)	7月18日(祝)~24日(日)
2月18日~28日	7月12日(火)~18日(祝)	7月25日(月)~31日(日)
	7月20日(水)~31日(日)	8月1日(月)~14日(日)

3回目接種日	推奨する予約受付期間(※1)	予約ができる接種日
2月3日まで	6月21日~7月3日(日)	7月4日(月)~17日(日)
2月4日~10日	6月28日~7月3日(日)	7月11日(月)~17日(日)
2月11日~17日	7月5日(火)~10日(日)	7月18日(祝)~24日(日)
2月18日~28日	7月12日(火)~18日(祝)	7月25日(月)~31日(日)
	7月20日(水)~31日(日)	8月1日(月)~14日(日)

市内で実施している新型コロナワクチン接種(4回目接種以外) 詳細は、各2次元コードを確認してください		
初回接種(1・2回目) 小児(5~11歳)		初回接種(1・2回目) 12歳以上
追加接種 (3回目)		

①ぐんまワクチン接種センター
②LINE予約サポート窓口
③市役所本庁舎および各行政センターでLINE予約
④タブレット(持っているのみ)、接種券



LINE予約システム
下の2次元コードから県デジタル窓口へ登録

①ぐんまワクチン接種センター
②LINE予約サポート窓口

③市役所本庁舎および各行政センターでLINE予約

④タブレット(持っているのみ)、接種券

申込方法
接種日時・医療機関を
選べる予約方法①②③
受付時間
持ち物
受付時間
市役所本庁舎および各行政センターでLINE予約
の支援を実施しています。
午前8時30分~午後5時15分(閉院日を除く)
スマートフォンまたはタブレット(持っているのみ)、接種券

予約に当たつての条件
の種類の指定ができます
接種時期が遅くなります
接種時間が要りますため、市
が接種日時などを指定する
方法です。

④おまかせ予約

自分で予約をとることが
難しい人や、接種日時等に
特段の希望がない人に、市
が接種日時などを指定する
方法です。

△接種日や場所、ワクチン
の種類の指定ができません
△調整に時間を要するため、市
が接種日時などを指定する
方法です。

△接種日や場所、ワクチン
の種類の指定ができません
△

子育て世帯生活支援特別給付金を支給します

ひとり親世帯の生活費を支援

新型コロナウイルスによる影響が長期化する中で、低所得のひとり親子育て世帯に対し、生活の支援を行うため、給付金を支給します。

この給付金の対象になる人は、給付申請をしてください。なお、令和4年4月分の児童扶養手当を受給した人は申請不要です。

申請対象 平成16年4月2日以後に生まれた児童を養育するひとり親のうち、次の①または②のいずれかに該当する人

①公的年金(遺族年金・障害年金・老齢年金など)の受給者で、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない人のうち、収入が所定の基準額を超えない人

②新型コロナの影響により家計が急変し、申請者および扶養義務者の収入が児童扶養手当受給水準まで下がった人

※現在までに児童扶養手当を申請していない人、認定されていない人も対象者に含まれます

給付額 児童1人につき5万円

問合せ先 本こども課(☎22415)



低所得の子育て世帯の生活費を支援

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、生活の支援を行うため、給付金を支給します。ただし、すでにひとり親世帯として左記の給付金を受給した人は対象外です。

この給付金の対象になる人は、給付申請をしてください。なお、令和4年4月分以降の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で、令和4年度の住民税均等割が非課税である人は、申請不要です。

申請対象 平成16年4月2日以後に生まれた児童を養育する人のうち、次の①から③までのいずれかに該当する人

①令和4年度の住民税均等割が非課税であって、平成16年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた児童を養育している人

②令和4年度の住民税均等割が非課税であって、児童手当を受給している公務員など

③新型コロナの影響により家計が急変し、住民税均等割が非課税水準まで下がった人

給付額 児童1人につき5万円

申請方法 右下の2次元コードから「しぶかわ子育て応援なび」を確認またはこども課に問い合わせてください

申請期限 令和5年2月28日(火)

問合せ先 本こども課(☎22415)



新型コロナ傷病見舞金・手当金の支給対象期間を延長

新型コロナウイルス感染症傷病見舞金

支給対象 次の①～⑤に全て該当する人

- ①市国民健康保険の加入者
- ②国民健康保険税の滞納のない世帯に属している
- ③個人事業主などとして営業収入、農業収入、不動産収入、山林収入などを得て生計を維持している
- ④市新型コロナウイルス感染症傷病手当金の受給者ではない
- ⑤令和2年7月1日から令和4年9月30日(金)までの間で、新型コロナウイルス感染症の感染により収入が得られない期間がある

支給額 被保険者1人につき20万円(1回限り)

申請方法 支給要件の確認などが必要なため、電話で問い合わせてください

申請期限 11月30日(水)

問合せ先 本保険年金課(☎22461)

新型コロナウイルス感染症傷病手当金

支給対象 市国民健康保険に加入している被用者(給与などの支払いを受けている人)が感染または感染の疑いがあって仕事を休み、事業主から給与などを受け取ることができない場合

支給対象日数 令和2年7月1日から令和4年9月30日(金)までの間で、就労ができなくなった日から起算して4日目以降の就労ができない日数
※入院が継続する場合は最長1年6ヶ月分まで支給します

支給額 日額平均給与×3分の2×支給対象日数
※日額平均給与は、直近の連続した3ヶ月間の給与などの収入の合計額を就労日数で割った金額

申請方法 休業状況の確認などが必要なため、電話で問い合わせてください

問合せ先 本保険年金課(☎22461)